

単価基本契約書

契約担当者 滋賀県企業庁長 藤原 久美子 を甲とし、販売者 (落札業者) を乙として、下記により契約を締結する。 なお、契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保持する。 記	
契約の目的	令和8年度 水道用薬品単価基本契約
契約単価	別記のとおり（消費税および地方消費税の額は、消費税法第28条第1項および第29条ならびに地方税法第72条の82および第72条の83の規定に基づき、契約単価に110分の10を乗じて得た額である。）
契約単価の適用期間	自 令和8年 4月 1日 至 令和9年 3月31日
納入期限	仕様書のとおり
納入場所	仕様書のとおり
契約保証金	免除
検査および引渡し	甲は、乙から別記に掲げる物品（以下「物品」という。）を納品した旨の通知を受けた日から10日以内に当該物品の検査を行うものとし、当該検査に合格した物品について、その引渡しを受けるものとする。
所有権の移転	物品の所有権は、引渡しがあったときに、乙から甲に移転するものとする。
売買代金の支払い	甲は、検査に合格した物品の引渡しを受けた後、乙の発行する適法な請求書を受理した日から30日以内に売買代金を支払うものとする。 甲の責めに帰すべき事由により支払が遅れた場合には、乙は甲に対し、前項の支払期限の日の翌日現在における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率による遅滞利息の支払を請求することができる。
危険負担	引渡しの完了前までに甲の責に帰することができない理由により本件物品が毀損または滅失したときの危険は、乙が負担する。
契約不適合責任	(1) 引き渡された物品が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、甲は、乙に対し、当該物品の修補、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。 (2) 前号に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。 (3) 前2号の規定は、甲の損害賠償の請求および解除権の行使を妨げない。 (4) 乙が種類または品質に関して契約の内容に適合しない物品を甲に引き渡した場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求および契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、または重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
契約の解除	甲は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本契約を解除することができる。 (1) 乙が、納入期限内または納入期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと認めるとき。 (2) 乙が、正当な理由がなく着手期限が過ぎても着手しないとき。 (3) 乙が、正当な理由がなく地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督または検査の執行を妨げたとき。 (4) 乙が、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定により、営業の停止を受け、また許可を取り消されたことについて通知を受けたとき。 (5) 乙が本契約の入札等にあたり談合その他の不正行為をしたとき。 (6) 乙、乙の役員等（乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または乙の経営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当するとき。 ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。 イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。 ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもつ

	て、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。 エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。 オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。 (7) 前各号に掲げるもののほか、乙またはその代理人が、滋賀県財務規則または契約条項に違反したとき。 2 乙は、談合その他入札不正行為により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。
誓約書の提出	乙は、滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の趣旨にのっとり、本契約書中契約の解除の項第1項第6号の規定に該当しないことを表明・確約するため、別紙の「誓約書」を契約締結時に甲に提出するものとする。
不当介入があった場合の通報・報告義務	乙は、この契約の履行に当たり本契約書中契約の解除の項第1項第6号アからカまでのいずれかに該当すると認められる者による不当な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに甲に報告しなければならない。
物品納入時等の自動車の使用	乙は、物品納入時等に自動車を使用する場合は、アイドリング・ストップを励行するとともに、経済速度での運転等環境にやさしい運転に努めるものとする。
費用の負担	この契約の締結に要する費用および物品納入に要する費用は、乙の負担とする。
合意管轄	甲および乙は、この契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、大津地方裁判所または大津簡易裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。
その他必要事項	(1) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）、その他法令の定めるところによる。 (2) その他疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。
令和 8年 3月 日 甲 契約担当者 野洲市吉川3382 滋賀県企業庁長 藤原 久美子 印 乙 販売者 (落札業者) 印	

別記

品名	規格	単位	契約金額 (円) (うち消費税および地方消費税の額)
	仕様書のとおり	K g	円 (円)
	仕様書のとおり	K g	円 (円)
	仕様書のとおり	K g	円 (円)
	仕様書のとおり	K g	円 (円)

誓 約 書

なお、滋賀県企業庁が必要な場合には、滋賀県警察本部に照会することについて承諾します。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
- (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

令和 年 月 日

契約担当者 滋賀県企業庁長

住所

氏 名 印